

奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とし、加えて、在宅医療提供体制が不十分なへき地（山村振興法における「振興山村」地域、又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律における「辺地」に該当する地域をいう。）等における介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域において安心して在宅療養生活を継続することを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的として、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）又は民間事業者に対し、介護施設等の開設時及び用地確保の際に要した経費について、奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日老発0912第1号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「管理運営要領」という。）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画に定めるもののうち、次に掲げる事業とする。

(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業とは、介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

- ・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床
- ・ また、介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）
- ・ さらに、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置

の際に必要な開設前6ヶ月間の初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）について県が補助する事業及び県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補

助する事業、並びに市町村等が設置した介護施設等の開設準備に要する経費に県が補助する事業をいう。

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。
- ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援
介護施設等において、次表に定める大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、管理運営要領別記2の（32）口の介護ロボット導入支援事業及びハのICT導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を県及び県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業、並びに市町村等が設置した介護施設等に県が補助する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。

また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要

	となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
--	-------------------------------------

(注) 一定年数は、おおむね10年とする

(2) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

定期借地権設定のための一時金の支援事業とは、施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)について、県が補助する事業及び県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が民間事業者に補助する事業をいう。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、本体施設(特別養護老人ホーム等)を整備する際に、合築・併設施設(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等)を整備する場合には、当該敷地についても補助対象とする。

(対象除外)

第3条 次の各号に掲げる場合は、この要綱に基づく事業の対象としない。

(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

- ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる場合
- イ 他の補助制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合

(2) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

- ア 保証金として授受される一時金である場合
- イ 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
- ウ 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合
- エ 他の補助制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事

業である場合

(交付額の算定)

第4条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。ただし、補助事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 別表1の第2欄に掲げる対象施設ごとに、第3欄に定める交付基礎単価に第4欄に定める単位を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 別表1の第1欄に掲げる区分のうち、県補助対象事業については、アにより得た額を交付額とする。

ウ 別表1の第1欄に掲げる区分のうち、市町村等実施事業及び市町村補助対象事業については、アにより得た額を第1欄に掲げる区分ごとに合計し、得た額を交付額とする。

エ 別表1の第5欄に定める対象経費の支出が複数年度にまたがり、その初年度の支出についてこの補助金の交付を受けた者については、ア中「第3欄に定める交付基礎単価に第4欄に定める単位を乗じて得た額」とあるのは「第3欄に定める交付基礎単価に第4欄に定める単位を乗じて得た額から前年度の決定に基づき交付を受けたこの補助金の額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

(2) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

ア 別表2の第2欄に掲げる対象施設ごとに、第3欄に定める交付基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を選定する。

イ 別表2の第1欄に掲げる区分のうち、県補助対象事業については、アにより得た額を交付額とする。

ウ 別表2の第1欄に掲げる区分のうち、市町村補助対象事業については、アにより得た額を合計し、得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業のうち県補助対象事業

ア 施設開設準備経費等補助金交付申請書（第1号様式）

イ 施設開設準備経費等補助金所要額調書（別紙1-1）

- ウ 事業計画書（別紙 1-2）
 - エ 介護ロボット等導入計画書（別紙 1-3）（ただし、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援に限る。）
 - オ 収支予算（見込）書抄本
 - カ その他知事が必要と認める書類
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業のうち市町村等実施事業及び市町村補助対象事業
- ア 施設開設準備経費補助金交付申請書（第 2 号様式）
 - イ 施設開設準備経費補助金所要額総括表（別紙 2-1）
 - ウ 施設開設準備経費補助金所要額調書（別紙 2-2）
 - エ 事業計画書（別紙 2-3）
 - オ 介護ロボット等導入計画書（別紙 1-3）（ただし、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援に限る。）
 - カ 歳入歳出予算（見込）書抄本
 - キ その他知事が必要と認める書類
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業
- ア 定期借地権設定のための一時金の支援事業補助金交付申請書（第 3 号様式）
 - イ その他知事が必要と認める書類

2 この補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、この補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第 6 条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第 2 項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を

減額して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県が、民間事業者が実施する事業（以下「県補助対象事業」という。）に対して補助金を交付する場合

ア 県補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業と定期借地権設定のための一時金の支援事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

イ 県補助対象事業を中止し、又は廃止する場合（一部の中止、又は廃止を含む。）には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入税額控除が確定した場合は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ク 県補助対象事業を実施する者（以下「県補助対象事業者」という。）は、県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を県補助対象事業完了の日

(県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

ケ 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会(社会福祉法に基づき、共同募金事業を行うことを目的として設置された社会福祉法人)に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 県補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ 県補助対象事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である補助対象事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

なお、土地所有者より返還があった場合には、知事へ報告しなければならない。

また、知事に報告があった場合には、返還額の全部または一部を県に納付させることがある。

シ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業又は定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

ス 県補助対象事業者がアからシにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。なお、県補助対象事業者がキの後段により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(2) 県が、市町村等が実施する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(以下「市町村等実施事業」という。)に対して、補助金を交付する場合

ア 市町村等実施事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 市町村等実施事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 市町村等実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 市町村等実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この市町村等実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 市町村等実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村

等実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 市町村等実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村等実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村等実施事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

ク 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

ケ 市町村等がアからクにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 県が、市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に補助金を交付する場合

ア 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

ウ 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

エ 市町村が、市町村補助対象事業に対して県からの補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

(ア) 市町村補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業と定期借地権設定のための一時金の支援事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

(イ) 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止する場合（一部の中止、又は廃止を含む。）には、市町村長の承認を受けなければならない。

(ウ) 市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

(エ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並

びに市町村補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定めている耐用年数を経過するまで市町村長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (オ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村等に納付させることがある。
- (カ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (キ) 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入税額控除が確定した場合は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

- (ク) 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- (ケ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (コ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市町村等が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (サ) 市町村補助対象事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとして一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である市町村補助対象事業者に戻還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

なお、土地所有者より返還があった場合には、市町村長へ報告しなければならない。

また、市町村長に報告があった場合には、返還額の全部または一部を市町村に

納付させることがある。

(シ) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業又は定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(ス) 市町村補助対象事業者が(ア)から(シ)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。なお、市町村補助対象事業者が(キ)の後段により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させるものとする。

オ エにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

カ エの(オ)及び(サ)の条件により、市町村補助対象事業者から市町村へ納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

キ エの(キ)により当該民間事業者から返還があった場合には、その返還額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

ク エの(ス)により、市町村補助対象事業者から市町村へ納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(変更等の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)を行おうとするときは、次に掲げる書類を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業のうち県補助対象事業

ア 施設開設準備経費等補助金変更承認申請書(第4号様式)

イ 施設開設準備経費等補助金所要額調書(別紙3)

ウ 事業計画書(別紙1-2)

エ 介護ロボット等導入計画書(別紙1-3)(ただし、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援に限る。)

オ 収支予算(見込)書抄本

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業のうち市町村等実施事業及び市町村補助対象事業

ア 施設開設準備経費補助金変更承認申請書(第5号様式)

イ 施設開設準備経費補助金所要額総括表(別紙4-1)

ウ 施設開設準備経費補助金所要額調書(別紙4-2)

エ 事業計画書(別紙2-3)

オ 介護ロボット等導入計画書(別紙1-3)(ただし、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援に限る。)

- カ 歳入歳出予算（見込）書抄本
- キ その他知事が必要と認める書類

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

- ア 定期借地権設定のための一時金の支援事業補助金変更承認申請書
(第6号様式)
- イ その他知事が必要と認める書類

2 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助金の額の変更を伴わない経費配分の20パーセント以下の変更とする。

(交付方法及び実績報告)

第9条 補助金は事業の完了後に交付するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。なお、補助金の支払いを受けようとするときは、次に掲げる書類を別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

なお、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援により導入した介護ロボット等については、導入後3年間介護ロボット等の導入効果等を報告するものとする。

(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業のうち県補助対象事業

- ア 施設開設準備経費等補助金実績報告書（第7号様式）
- イ 補助金交付請求書（第8号様式）
- ウ 施設開設準備経費等補助金所要額精算書（別紙5-1）
- エ 事業実績報告書（別紙5-2）
- オ 介護ロボット等導入効果報告書（別紙5-3）（ただし、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援に限る。）
- カ 収支決算（見込）書抄本
- キ その他知事が必要と認める書類

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業のうち市町村等実施事業及び市町村補助対象事業

- ア 施設開設準備経費補助金実績報告書（第9号様式）
- イ 補助金交付請求書（第10号様式）
- ウ 施設開設準備経費補助金精算額総括表（別紙6-1）
- エ 施設開設準備経費補助金所要額精算書（別紙6-2）
- オ 事業実績報告書（別紙6-3）
- カ 介護ロボット等導入効果報告書（別紙5-3）（ただし、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援に限る。）
- キ 歳入歳出決算（見込）書抄本

ク その他知事が必要と認める書類

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

ア 定期借地権設定のための一時金の支援事業補助金実績報告書（第11号様式）

イ 補助金交付請求書（第12号様式）

ウ その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付の決定を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（交付及び精算）

第10条 知事は、規則第12条及び前条の規定による書類を受理した場合において、その内容を適当と認め、補助金の額を確定したときは、補助金を交付する。この場合において、前条の規定により補助金の概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。

2 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該額の補助金の返還を命ずるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 第7条（1）のキにおいて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第13号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、補助金の交付の決定を受けた者に対し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（開設の報告）

第12条 第2条（1）に規定する事業を行った市町村は、この補助金の交付の決定を受けた施設が開設されたときには、開設日の翌日から起算して30日以内に、施設開設準備経費補助施設開設報告書（第14号様式）により、知事に報告するものとする。

（補則）

第13条 補助の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月9日から施行し、平成21年5月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 10 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 4 日から施行し、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 18 日から施行し、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 10 日から施行し、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 2 日から施行し、平成 31 年度（令和元年度）の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 16 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 18 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 16 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 20 日から施行し、令和 5 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 28 日から施行し、令和 5 年度の補助金から適用する。

別表1

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 対象施設	3 交付基礎単価	4 単位	5 対象経費
県補助対象事業・市町村等実施事業	定員30名以上の広域型施設等の開設準備			
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開設(既存施設の増床を含む。)、また、介護療養型医療施設等から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。これらの経費について市町村が補助する場合は、これらの経費に対する市町村の補助金。
	・介護老人保健施設			
	・介護医療院			
	・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
	・養護老人ホーム			
	・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
・訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	4,580千円	施設数		
市町村補助対象事業・市町村等実施事業	定員29名以下の地域密着型施設等の開設準備			
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の円滑な開設(既存施設の増床を含む。)、また、介護療養型医療施設等から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。これらの経費について市町村が補助する場合は、これらの経費に対する市町村の補助金。
	・小規模な介護老人保健施設			
	・小規模な介護医療院			
	・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
	・認知症高齢者グループホーム			
	・小規模多機能型居宅介護事業所			
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
	・定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所	15,300千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	458千円	定員数		
・施設内保育施設(地域密着型施設等に設置するもの)	4,580千円	施設数		
県補助対象事業	介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備(介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備を含む。)			
	・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事務所 ・看護小規模多機能型居宅介護事務所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅	239千円	定員数 (転換床数)	

県補助対象事業・市町村等実施事業	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する）。 市町村が補助する場合は、上記の経費に対する市町村の補助金。
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458千円	定員数	
	・介護老人保健施設			
	・介護医療院			
	・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	・養護老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
市町村補助対象事業・市町村等実施事業	定員29名以下の地域密着型施設等			
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
	・小規模な介護老人保健施設			
	・小規模な介護医療院			
	・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	・認知症高齢者グループホーム			
	・小規模多機能型居宅介護事業所			
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,630千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	229千円	定員数		
・施設内保育施設（地域密着型施設等に設置するもの）	2,290千円	施設数		

別表2

定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 対象施設	3 交付基準	4 対象経費	5 補助率
県補助対象事業	定員30名以上の広域型施設 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム ・施設内保育施設(広域型施設等に設置するもの) ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
市町村補助対象事業	【本体施設】 定員29名以下の地域密着型施設等 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設(地域密着型施設等に設置するもの) ・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額)の2分の1	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの)。 これらの経費について市町村が補助する場合は、これらの経費のうち市町村が必要と認めた経費。	1/2
	【合築・併設施設】 定員29名以下の地域密着型施設等 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ			